

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る
公募要綱案への意見及び回答

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 : 2024年9月11日（水）～9月26日（木）
(2) ご意見の総数（提出者数） : 90件（4者）

2. 意見・質問等及び回答 ※回答の都合上、ご提出いただいた意見等の章番号や対象箇所が前後する場合がある。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
1	V. 応募資格 の審査	—		【質問】 「本審査結果については、本機関のホームページにおいて公表する」と記載があるが、公募の性質上、プロセスの途中で事業者を公表することは一般的には望ましくないと考えられるが、どのような意図によるものか。	本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。 応募資格の審査結果については、本機関のホームページにおいて公表します。
2	V. 応募資格 の審査	—		通常、公募案件であれば最終的な落札事業者（事業実施主体）が決定するまで結果を公表しない事が多いと考えられるが、公表することの理由を伺いたい。	
3	V. 応募資格 の審査	—		応募資格の審査結果について HP で公表するとあるが、競争入札においては、競争相手がわかることによる談合や競争相手がいないとわかった場合に入札額の高止まりする懸念があるなど、競争環境への影響防止や効率的な調達観点から、入札前の時点で資格審査結果を公表しないことが一般的だと認識している。 本件の公募についても同様に応募資格審査結果については公表しないことが適切ではないか。	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				公表されることにより、途中で辞退した場合や、実施案を提出したものの事業実施主体になれなかった場合など、レピュテーションへの影響の観点から応募意思表明の判断を躊躇する一因になることも考えられる。 そういった懸念があるにも関わらず公表する場合、上記のような入札環境に悪影響を及ぼす懸念がないことや、公表することが必要な理由について明確にしていきたい。	
4	VI. 実施案の 提出	1. 実施案の 検討に係る 体制の構築		【確認】 有資格事業者以外の事業者は、応募意思表明書の提出件数に制約がなく、複数の検討体に参画することが可能との理解で良いか。	検討体は、原則として有資格事業者で（複数事業者が連名で応募意思表明をした場合は有資格事業者とみなされた当該複数事業者で）構成します。
5	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	【確認】 有資格事業者以外の事業者が検討体に参画する場合、貴機関の資格審査は不要であり、四半期毎の定期報告において参画した旨を報告することで良いか。	ただし、検討体を構成する有資格事業者が認めた場合に限り、当該有資格事業者以外の事業者が当該検討体に参画し、当該有資格事業者が行う実施案の検討の一部又は全部について共同で行うことができます。 この際、検討体を構成する有資格事業者が認めた場合であれば、有資格事業者以外の事業者が、複数の検討体に参画することも可能です。 また、有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告する必要があります。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
6	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	応募意思表示後の検討状況報告の位置づけについて、報告内容を広域系統整備委員会等で公表することを想定しているか。 また、定期報告および必要に応じた確認も含め、事業者に対する過度な負担とならないようにご配慮をお願いしたい。	有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告する必要があります。 本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。
7	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	【質問】 定期報告の内容に関しては、機微な情報も含まれる可能性があるため、一切公表されないという認識で相違ないか。	
8	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	四半期ごとに報告することとあるが、検討体が複数事業者により構成されることも想定されることを考えると、複数事業者で報告内容を取りまとめ、説明・質疑応答の対応をすることには、一定のマnpaを要する。 四半期ごとに行うことにより報告対応に手間がとられ、実施案の検討が遅れてしまうことが懸念される。 記載のとおり、定期報告によらず、必要に応じて実施案の検討状況等を確認することもできることを踏まえ、定期報告としては四半期ごとではなく半年ごととしてはどうか。	
9	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	【意見】 定期報告内容のうち「その他の本機関が求める事項」について、具体的な事項を明確化いただきたい。 【理由】 本プロジェクトが前例のない大規模工事であり、技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表示を求めるものと認識していることから、貴機関が求めても報告できない内容もあると考えられるため。	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
10	VI. 実施案の 提出	2. 本機関への 定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	【修正意見】 (修正案) 有資格事業者は、本機関に対して、検討体を構成する事業者の一覧、実施案の検討に必要な工事内容・工期等の検討状況又は実施案の提出までのスケジュールその他の本機関が求める事項について、四半期ごとに報告すること。<u>本機関はこの報告を基に広域系統整備計画を策定しないものとする。</u> (理由) 定期報告の位置づけを明確にする必要があるため。	
11	VI. 実施案の 提出	2. 本機関への 定期報告 及び協議等	(1) 本機 関への定期 報告等	【質問】 定期報告の内容に関しては、業務規程第56条の3「六、応募に必要な情報の提供」に基づく（他の）応募者への提供情報には含まれないとの理解で良いか。	本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。
12	VI. 実施案の 提出	2. 本機関への 定期報告 及び協議等	(2) 本機 関との協議	本プロジェクトは非常に大規模なものであり、SPCの組成・プロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されるという点でも前例のないプロジェクトである。 実施案に事業継続性を記載する必要があること及び実施案提出後に事業実施主体としての意思確認があることから、実施案提出時点で事業者は投資判断をする必要がある。そのためにはプロジェクトファイナンス組成の見込みが立っていなければならない、ファイナンス面の検討に合理的な期間の確保が必要。実施案提出時期等については記載のとおり、有資格事業者の意見を踏まえて柔軟に対応していただきたい。	有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができます。必要に応じて活用もご検討ください。
13	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(7) 事業 実現性	工事の難易度等の事業実現性に係る要素となるファイナンス面、事業継続性に係る財務的健全性については、本事業の大きさから相応の課題があると思わ	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				れるが、ご提示スケジュールの実施案提出時点でいずれも整わないことが想定される。両面の見通しが立てられないと実現可能な実施案と言えず、事業実施主体となる判断が下せない(最終FIDができない)ため、実施案提出時期の協議を含め、対応について検討をお願いしたい。	
14	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	工事の難易度等の事業実現性に係る要素となるファイナンス面、事業継続性に係る財務的健全性については、本事業の大きさから相応の課題があると思われるが、ご提示スケジュールの実施案提出時点でいずれも整わないことが想定される。両面の見通しが立てられないと実現可能な実施案と言えず、事業実施主体となる判断が下せない(最終FIDができない)ため、実施案提出時期の協議を含め、対応について検討をお願いしたい。	
15	III. スケジ ュール	—		【修正意見】 (修正案) 状況の進展に応じ別途定める 2025年12月26日 (金)17時まで 実施案の提出期限 状況の進展に応じ別途定める 別途 広域系統整備計画の決定 (理由) 『VII. 実施案の記載事項』－『2. 実施案の記載事項』－『(8) 事業継続性』には、「事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付すること。」とあるが、SPCを組成しプロジェクトファイナンスによる資金調達を前提とする場合、「それを証する書類」には、SPCの事業収支計画等が含まれると理解できる。 こうした書類を添付するには、例えば支払利息や融資の返済計画が一定程度見通せる状況になっている	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				必要があると想定されるが、それに要する期間を現時点で見通すことは困難であることから、『Ⅲ. スケジュール』に記されている「実施案の提出期限」は削除していただきたい。(少なくとも、2025 年 12 月 26 日までに支払利息や返済計画を見通すことは困難ではないか。)	
16	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(2) 本機関との協議	【質問】 広域系統整備計画の策定前に「事業実施主体になる意思確認」を求めるのであれば、ファイナンスの裏付けのある実施案が前提となるが、現時点では提出可能時期の見通しが立たず、2025 年 12 月 26 日の提出期限に間に合わない可能性がある。 「有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができる。」と記載があるが、2025 年 12 月 26 日から数年間延長することも可能という認識で相違ないか。また一度延長した後に、更に延長することも可能という認識で相違ないか。	
17	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	応募時に応募者の考える実施案提出にあたっての前提条件を様式 1 に表明することは認められるか。 また、応募意思表明にあたり前提条件を表明した場合、検討の結果その前提が満たされない事をもって事情変更とし、その内容をもって有資格事業者から脱退出来るという理解で良いか。 本プロジェクトの不確実性に鑑み、協議無く原則として理由書の提出をもって脱退を可能とする等、応募意思表明後の有資格事業者からの脱退について柔軟な対応を公募要綱に定めていただきたい。そうでなければ、事業者としては応募意思表明自体が困難となりかねない。	様式 1（応募意思表明書）には、公募要綱に定める応募資格を満たす状況等をご記載ください。なお、提出者がそれ以外の事項を記載することは可能です。 応募資格保有事業者は、「Ⅴ. 応募資格の審査」による通知後の事情の変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合、あらかじめ当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の 5 営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
18	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資 格事業者か ら脱退する 場合の取扱 い	【修正意見】 (修正案) 応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情変更により<u>応募意思表明書の提出後</u>に、有資格事業者を構成することが困難となった場合、本機関に対して、あらかじめ当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。ただし、当該協議の発議は、実施案の提出期限の5営業日前までとする。 (理由) 本件は応募意思表明時点で技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表明を求めるものと認識していることから、事情変更による脱退に限定すべきではないと考える。	応募資格保有事業者は、実施案の提出期限までに、有資格事業者を構成することが困難である事由並びに当該応募資格保有事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（有資格事業者からの脱退申出書）により本機関に申し出た上で、有資格事業者を構成する事業者から脱退することができます。 本機関及び資源エネルギー庁は、当該応募資格保有事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式2に記載した内容等についての説明を求めることができます。 なお、応募意思表明書提出後の事情の変更とは、例えば、応募意思表明書の提出以降に生じた事象等が想定されます。
19	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資 格事業者か ら脱退する 場合の取扱 い	修正案「通知後にの事情変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合」 (理由) 「事情変更」という言葉が民法における「事情変更の原則」と同様の意味であるとする、民法の「事情変更の原則」はほとんど認められないことから、事情変更により有資格事業者から脱退することが法的に認められない懸念が生じる。 また、技術面・ファイナンス面の検討を進めた結果、事業実施が困難だと判断し有資格事業者から脱退するなど、事情変更でなくても脱退するケースも想定されるため、「事情変更」という言葉は削除すべき。	
20	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資	【修正意見】 (修正案) なお、本機関は、<u>応募資格保有事業者との協議内容</u>	応募資格保有事業者は、「V. 応募資格の審査」による通知後の事情の変更により、有資格事業者を構成することが困難となった場合、あらかじめ

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
			格事業者から脱退する場合の取扱い	<u>を踏まえ</u>、応募資格保有事業者から提出された脱退申出書の内容について公表するとともに、その内容について当該応募資格保有事業者に対して広域系統整備委員会等へ報告する。での説明を求める場合がある。なお、本機関が脱退申出書の内容について公表する広域系統整備委員会へ報告する際には、機微情報の取扱いについて適切に配慮する。」 (理由) 有資格事業者からの脱退については、貴機関との協議を経て申し出たものであり、広域系統整備委員会への報告は貴機関から行うのが適切と考える。また、「脱退申出書の内容について公表する」とは、広域系統整備委員会で取り扱うことを指すと認識しているため。	当該有資格事業者からの脱退に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。 応募資格保有事業者は、実施案の提出期限までに、有資格事業者を構成することが困難である事由並びに当該応募資格保有事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式2（有資格事業者からの脱退申出書）により本機関に申し出た上で、有資格事業者を構成する事業者から脱退することができます。 本機関及び資源エネルギー庁は、当該応募資格保有事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式2に記載した内容等についての説明を求めることができます。
21	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	【意見】 有資格事業者を構成することが困難な場合における脱退の申し出内容について、脱退事由のみとし、「実施案及び事業実施主体の評価に与える影響」は不要とすべき。 【理由】 脱退に伴う実施案及び事業実施主体の評価に与える影響は、協議を踏まえて貴機関にて評価すべきであり、有資格事業者が申し出る必要はないと考える。	現時点では、どのような状況において応募資格保有事業者が脱退するのか、を見通すことができないことから、こうした手続きとしております。
22	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(3) 応募資格保有事業者が有資格事業者から脱退する場合の取扱い	【意見】 応募資格保有事業者からの脱退の申し出に対して、広域系統整備委員会における議論は不要とすべき。 【理由】 脱退の申し出に対して、広域系統整備委員会において議論するということは、脱退が認められない可能性があることと懸念されるため。	本機関における情報公表については、業務規程第5条の規定に基づき対応します。なお、本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの等については適切に配慮します。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
23	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		複数事業者で構成される有資格事業者の中から事業者が脱退する場合でも、有資格事業者として実施案の作成が可能と判断できる場合は広域機関への申し出や広域系統整備委員会等での説明は不要ではないか。 また、有資格事業者以外の事業者が検討体から脱退することについては有資格事業者が判断するものであり、広域機関への申し出等は不要という理解で良いか。	複数事業者が連名で応募意思表示をする場合、申請する事業者は、応募資格を有する事業者を含む必要があります。 その上で、有資格事業者からの脱退を希望する事業者は、当該事業者が応募資格保有事業者※かによって当該有資格事業者がその後も応募資格を満たすかが異なるため、脱退に関する手続きも異なります。詳細は公募要綱をご確認ください。 また、有資格事業者以外の事業者が検討体から脱退する場合、本機関への申し出は不要です。 ※複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合であって、当該有資格事業者を構成する事業者のうち本機関が応募資格を満たすと確認した事業者。
24	VI. 実施案の 提出	3. 実施案の 提出	(5) 実施 案の修正協 議	XI. 広域系統整備計画の変更と同様、実施案についても提出者の発議により修正協議可能として頂きたい。	業務規程及び送配電等業務指針に基づき、本機関は、実施案の評価において、経済性、システムの安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行います（ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができます。）。
25	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		応募時に応募者の考える実施案提出にあたっての前提条件を様式1に表明することは認められるか。 また、応募意思表示にあたり前提条件を表明した場合、検討の結果その前提が満たされない事をもって事情変更とし、その内容をもって実施案の提出を辞退できるという理解で良いか。 本プロジェクトの不確実性に鑑み、協議無く原則と	様式1（応募意思表示書）には、公募要綱に定める応募資格を満たす状況等をご記載ください。なお、提出者がそれ以外の事項を記載することは可能です。 有資格事業者は、応募意思表示書提出後の事情の変更により、本機関への実施案の提出が困難とな

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				して理由書の提出をもって辞退を可能とする等、応募意思表明後の実施案提出の辞退について柔軟な対応を公募要綱に定めていただきたい。そうでなければ、事業者としては応募意思表明自体が困難となりかねない。	った場合には、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。
26	XIV. その他	—		【修正意見】 様式1 北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案の応募意思表明書 なお、本広域系統整備計画の完了までの間、公募要綱に定める事項について、<u>下記に記載する応募に際しての諸条件を除き、</u>遵守いたします。 ※公募要綱に定める応募資格を満たす状況<u>や応募に際しての諸条件</u>等を記載すること。記載しきれない場合は別添添付でも可。 （理由） 応募に際して諸条件を付す可能性も想定されるため。	有資格事業者は、実施案の提出期限までに、実施案の提出が困難である事由並びに当該有資格事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式3（実施案の提出に係る辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができます。 本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会、様式3に記載した内容等についての説明を求めることができます。
27	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		【修正意見】 （修正意見） 有資格事業者は、応募意思表明書の提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合、本機関に対して、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。ただし、当該協議の発議は、当該実施案の提出期限の5営業日前までとする。 （理由） 本件は応募意思表明時点で技術面・事業面の実現性が見通せていない中、まずは事業者に応募意思表明を求めるものと認識していることから、事情変更による辞退に限定すべきではないと考える。	なお、応募意思表明書提出後の事情の変更とは、例えば、応募意思表明書の提出以降に生じた事象等が想定されます。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
28	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		修正案「応募意思表明書の提出後にの事情変更によ り、本機関への実施案の提出が困難となった場合」 (理由) 「事情変更」という言葉が民法における「事情変更の原則」と同様の意味であるとする、民法の「事情変更の原則」はほとんど認められることがないことから、事情変更により実施案の提出を辞退することが法的に認められない懸念が生じる。 また、技術面・ファイナンス面の検討を進めた結果、事業実施が困難だと判断し実施案の提出を辞退するなど、事情変更でなくても辞退するケースも想定されるため、「事情変更」という言葉は削除すべき。	
29	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		【修正意見】 (修正案) 有資格事業者は、<u>自らの判断により実施案の提出を辞退することができる。</u>応募意思表明書の提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難とな<u>ったこの</u>場合、本機関に対して、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行うこと。 (理由) 「応募意思表明書の提出後の事情変更」が不明確であるため、削除いただきたい。削除不可の場合、「事情変更」に係る具体的な例示を記載いただきたい。	
30	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		【修正意見】 (修正案) なお、本機関は、<u>有資格事業者との協議内容を踏まえ、</u>有資格事業者から提出された辞退申出書の内容について公表するとともに、その内容について当該	有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情の変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合には、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、実施案の提出期限の5営業

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				有資格事業者に対して広域系統整備委員会等へ報告する。での説明を求める場合がある。なお、本機関が辞退申出書の内容について公表する広域系統整備委員会へ報告する際には、機微情報の取扱いについて適切に配慮する。 (理由) 骨子案パブコメ回答において、「広域機関は申し出以上の詳細を把握できないため、辞退申出書の内容を公表するとともに、当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会での説明を求める場合がある」と回答されているが、貴機関との協議を経て申し出たものであり、広域系統整備委員会への報告は貴機関から行うのが適切と考える。また、「辞退申出書の内容について公表する」とは、広域系統整備委員会で行うことを指すと認識しているため。	日前までに、本機関及び資源エネルギー庁に対して、その内容をご説明ください。 有資格事業者は、実施案の提出期限までに、実施案の提出が困難である事由並びに当該有資格事業者が考える当該事由が実施案及び事業実施主体の評価に与える影響について、様式3（実施案の提出に係る辞退申出書）により本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができます。 本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会、様式3に記載した内容等についての説明を求めることができます。 本機関への実施案の提出が困難となった場合には、その事由等について、業務規程第58条も参考に、有資格事業者としてどのように評価し、辞退という判断に至ったのかを具体的にご記載ください。
31	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		【意見】 実施案提出の辞退の申し出に対して、広域系統整備委員会における議論は不要とすべき。 【理由】 辞退の申し出に対して、広域系統整備委員会において議論するということは、辞退が認められない可能性がある懸念されるため。	
32	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の取扱い		【質問】 「(実施案の提出を辞退する場合には) 本機関と協議」と記載があるが、あくまでも協議であり、広域機関は辞退の認可権限を有するものではない認識で相違ないか。	
33	VI. 実施案の提出	4. 実施案の提出を辞退する場合の		【意見】 辞退の申し出内容について、辞退事由のみとし、「実施案及び事業実施主体の評価に与える影響」は不要	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
		取扱い		とすべき。 【理由】 辞退に伴う実施案及び事業実施主体の評価に与える影響は、協議を踏まえて貴機関にて評価すべきであり、有資格事業者が申し出る必要はないと考える。	
34	VI. 実施案の 提出	2. 本機関へ の定期報告 及び協議等	(3) 応募 資格保有事 業者が有資 格事業者か ら脱退する 場合の取扱 い	先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要綱（平成 27 年 12 月 16 日公表）の時には記載されていた「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず」との記載が削除されており、広域機関の免責事項だけが記載されている。仮にこれによって事業実施主体の責任範囲を拡大する趣旨なのであるとすると、事業実施主体側が応募意思表示をすることについて躊躇することになることから、少なくとも先行案件と同様の記載とすべきではないか。 また、本プロジェクトにおいては複数事業者による検討体の組成・プロジェクトの実行、プロジェクトファイナンスの適用が念頭に置かれていることからすれば、各事業者において応募意思表示並びに検討体への参加を躊躇させないよう、関係事業者間において撤退に関する損害は事業者間、及び御機関との間で相互に免責とすることを規定すべきではないか。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成 27 年 12 月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業者との契約を想定したものととなります。 今回は、関係する事業者間での民民の契約を想定しております。 また、関係する事業者での撤退等に係る損害等の取り決めについては、当事者間で行われるものと認識しております。
35	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要綱（平成 27 年 12 月 16 日公表）の時には記載されていた「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず」との記載が削除されており、広域機関の免責事項だけが記載されている。仮にこれに	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				よって事業実施主体の責任範囲を拡大する趣旨なのであるとすると、事業実施主体側が応募意思表示をすることについて躊躇することになることから、少なくとも先行案件と同様の記載とすべきではないか。 また、本プロジェクトにおいては複数事業者による検討体の組成・プロジェクトの実行、プロジェクトファイナンスの適用が念頭に置かれていることからすれば、各事業者において応募意思表示並びに検討体への参加を躊躇させないよう、関係事業者間において撤退に関する損害は事業者間、及び御機関との間で相互に免責とすることを規定すべきではないか。	実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。 例えば工期について、基本要件では「6～10年程度」としつつも、「再エネ電源の立地状況等を踏まえて6～10年程度での整備を目指す。なお、ケーブル等の製造・設置工程や長距離の海底送電線工事に向けた事前調整等により相当程度工期が変動する可能性があるが、早期の整備に向けて、
36	XI. 広域系統整備計画の変更	—		【要望】 広域系統整備計画の変更により、費用負担者に追加負担（損害も含む）が生じた場合に、事業実施主体が賠償する責任を負わないことを公募要綱上に明記いただきたい。 （理由） 本事業を実現するためには、広域系統整備計画変更時の費用負担が明確化されている必要があるため。	
37	VI. 実施案の提出	2. 本機関への定期報告及び協議等	(2) 本機関との協議	本プロジェクトにおいては、実施案を検討した結果、別紙の要件を満たさない（例えば工期が11年以上となった場合など）可能性が相当高いものと認識している。その場合、実施案の提出時期等の協議と同様に、御機関と協議できるということによいか。また、この場合、必要に応じて別紙の要件の内容を変更するとの認識によいか。	
38	XIV. その他	—		【修正意見】別紙「実施案の要件」－2. 広域系統整備が必要となる時期（修正案）	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ早期の系統整備が望まれる。工期は6～10年程度とする。 (理由) 工期6～10年程度での整備を実現できる根拠を持ち合わせておらず、この要件があると応募意思の表明や実施案の提出が困難になる可能性があるため。	対応を進めていく。」としております。これを踏まえて検討された対策工事を記載したものを提出ください。 なお、実施案及び事業実施主体の決定に当たっては、その工程が合理的かや増強の完了時期等も踏まえ、総合的に評価することとなります。
39	VIII. 実施案 及び事業実施主体の 評価方法等	1. 実施案の 要件との適合性		【修正意見】 (修正案) 2. 広域系統整備が必要となる時期 広域的な電力取引の活性化、再エネの導入促進及びレジリエンス強化の観点から、できるだけ 早期の系統整備が望まれる。工期は6～10年程度とする。 <u>を目標工期とし、実施案の必要条件としない。</u> 【理由】 ②所要工期について、『実施案の要件2. 広域系統整備が必要となる時期』に記載されている「工期は6～10年程度とする」との適合性が求められているが、基本要件の概略所要工期にも注釈されており、ケーブル等の製造・設置工程や長距離の海底送電線工事に向けた事前調整等により実施案の要件に記載の工期を大幅に上回る可能性が想定されていることから、『実施案の要件』への充足可否の見通しを理由に、応募意思表明の断念、応募意思表明後の脱退、または実施案提出の辞退が想定されるため。なお、記載を変更されない場合、貴機関が実施案の要件2の時期への適合性の判断基準が、事業者による応募意思表明等の判断に大きく影響を与える可能性があるため、どこまでの工期変動であれば適合するという判断となるのか明示いただきたい。	また、有資格事業者は、本機関に対して、実施案の提出期限等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で、代表して協議することができます。必要に応じて活用もご検討ください。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
40	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	1. 実施案の 要件との適 合性		【質問】 「②所要工期 実施案の要件 2. 広域系統整備が必要となる時期に適合すること」と記載があるが、これは西暦何年を指しているのか。	
41	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体としての 意思確認		【要望】 本節を『VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等』に入れ込むのではなく、別章（例えばⅦとⅧの間）で独立させていただきたい。 （理由） 『Ⅳ. 応募意思の確認』－『2. 応募意思の確認』において「本募集において実施案の応募を希望する事業者は～」と記載があることから、応募意思表明をした事業者は、実施案の応募を希望しているものの事業実施主体になることを希望しているとは言えない。それにも関わらず、第Ⅷ章では、実施案と事業実施主体を一体的に評価することが前提となっているのは違和感があることから、少なくとも「事業実施主体としての意思確認」は、第Ⅷ章の前に独立して記載すべきと考える。	いただいたご意見も参考に修正します。
42	II. 公募の目 的	－		公募の目的では業務規程第 56 条の 3 に基づく実施案および事業実施主体の募集とあるが、Ⅳ. 2. 応募意思の確認では「実施案の応募」と限定されている。これはⅧ. 4. 事業実施主体としての意思確認のステップが新たに設けられたにより、意思確認の段階で事業実施主体となることについて辞退が可能であるため、言い換えれば今回の応募意思表明は、あくまで業務規程第 56 条の 3 が定める一部である、「実施案の提出」に係る意思の表明に限定されることを公募要綱案で示されたという理解で正しいか。 ※応募意思表明に係る事業者の意思決定を可能とするための観点で質問させていただくもの。	本機関は、業務規程に基づき計画策定プロセスを実施します。 公募要綱に記載のとおり、本募集においては、実施案の応募を希望する事業者が、応募意思表明書を本機関に提出いただくこととなります。 その上で、本募集において、本機関は事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行います。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
43	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	2. 実施案及 び事業実施 主体の評 価 方法		【修正意見】 (修正案) 2. 実施案及び事業実施主体の評価方法 本機関は次に掲げる事項についての総合的な評価を踏まえ、実施案及び事業実施主体を決定する。 4. 事業実施主体の決定としての意思確認 本機関は、<u>実施案を提出した有資格事業者（実施案を提出した SPC を含む。）から事業実施主体を選定する。また、</u>事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者（実施案を提出した SPC を含む。）に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行う。 (理由) 事業実施主体として参画するための段階的な事業者判断の機会を設けるため事業実施主体の意思確認のプロセスが追加されたことから、実施案の提出と事業者実施主体となることが直接紐づくものではないことを明確化するため。	
44	IV. 応募意思 の確認	2. 応募意思 の確認		【修正意見】 (修正案) 本募集において実施案の応募を希望する事業者は、以下のとおり、必要書類を本機関に提出すること。<u>なお、事業実施主体は後述の事業実施主体としての意思確認を経て決定するものである。</u> (理由) 応募意思表明は「実施案の応募を希望する事業者」を募るものであり、また事業実施主体の決定前に意思確認のプロセスがあることから、応募意思表明が事業実施主体となることを義務付けるわけではない旨を明確化すべきと考える。	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
45	VI. 実施案の 提出	3. 実施案の 提出	(7) 留意 事項	【追記意見】 (追記案) ・ <u>なお、実施案を提出したことにより事業実施主体となる義務を負うものではない。</u> (理由) 事業実施主体として参画するための段階的な事業者判断の機会を設けるため事業実施主体の意思確認のプロセスが追加されたことから、実施案の提出と事業者実施主体となることが直接紐づくものではないことを明確化するため。	
46	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		「なお、実施案を提出した有資格事業者は、本機関からの意思確認に係る通知を受けた日から 10 営業日以内に回答すること」と記載があるが、実施案提出時期の協議を実施したとしても、実施案提出以降もなお、事業実現性に係る要素となるファイナンス面、事業継続性に係る財務的健全性等が整わないことも想定され、その際は、公募要綱案の通り、広域機関との協議等は不要で辞退（事業実施主体にならないことの意味表明）ができ、事業実施主体とならないことが認められる必要があることから、その旨を公募要綱上分かりやすく明記していただきたい。	本機関は、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して、広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行います。その際に、事業実施主体となることへの可否について様式 4（回答書）によりご回答ください。 また、事業実施主体となることに不同意の場合には、その理由等も回答いただきます。 本機関では、回答書の内容について公表するとともに、本機関及び資源エネルギー庁は、当該有資格事業者に対して、広域系統整備委員会及び国の審議会で、様式 4 に記載した内容等についての説明を求めることができるとしました。詳細は、公募要綱をご確認ください。
47	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		【質問】 「なお、実施案を提出した有資格事業者は、本機関からの意思確認に係る通知を受けた日から 10 営業日以内に回答すること」と記載があるが、これは事業実施主体とならない場合であっても、広域機関との協議は不要であり、(事業実施主体になる意思が無い旨の) 回答が広域機関に到達した時点で、事業実施主体とならないことが成立するという理解で相違ないか。	なお、これまでの計画策定プロセスでは、実施案及び事業実施主体の決定後に、費用負担割合等の案を決定し、費用負担候補者に対して通知しています。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
48	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		意思確認のタイミングは、実施案を広域系統整備計画で審議の後、費用負担同意の通知の前という認識でよいか。 その場合、意思確認断面において事業者が事業実施主体となることを断念した場合、広域系統整備計画が宙に浮くことになるが、事業者は事業実施について何ら義務を負わないと理解して良いか。	
49	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		【確認】 事業実施主体としての意思確認において、実施案を提出した有資格事業者が事業実施主体とならない回答をした場合、当該有資格事業者は本公募から辞退した扱いとなることで良いか。 また、実施案提出が1有資格事業者のみの状況下で、事業実施主体としての意思確認において、当該有資格事業者が事業実施主体とならない回答をした場合、改めて事業実施主体の公募を行うと理解してよいか。	
50	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		下記の趣旨で書かれたものと理解しているが、明確化のため修正案を提案する。 修正案「広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行い、事業実施主体になる意思を示した者の中から事業実施主体を決定する」	
51	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		【確認】 実施案の提出から、実施主体としての意思確認までの期間はどの程度となるのか。これが短い場合には、事業実施主体の意思確認のプロセスは設けられているものの、実施案提出以降の辞退は実質的に不可能	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				と考えられるため、事業実施主体となる意思が整うまで、実施案提出を延長または辞退せざるを得ないとする。	
52	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		事業実施主体としての意思確認時期について確認したい。 事業実施主体になるという意思表示は事業者としての投資判断が必要となるため、ファイナンスが伴っている必要がある。 したがって、技術検討に加え、ファイナンスの見通しが立ったタイミングで実施案を提出し、意思確認、広域系統整備計画の策定という時間軸になるという理解で良いか。	
53	III. スケジ ュール	—		【確認】 実施案の提出期限から、広域系統整備計画の決定までのスケジュールについて、本件の工事規模および事業実施主体の意思確認が追加されたことを踏まえ、貴機関として3ヶ月間程度で対応可能と考えていることで良いか。	
54	VIII. 実施案 及び事業実 施主体の評 価方法等	4. 事業実施 主体として の意思確認		御機関は、実施案を提出した有資格事業者に対して、事業実施主体となることの意思確認に係る通知をし、その後、10営業日以内に回答することとあるが、事業実施主体を受諾または辞退する機関決定には各ステークホルダーやパートナー含めて承認を経る数カ月の期間を要すると思われるため、相応の期間に修正いただきたい。	いただいたご意見も踏まえ、回答期限の設定方法を変更します。
55	XIV. その他	—		仮に、実施案提出者が現れないなどの理由で募集を取り止めた場合、業務規程第56条の3第3項に基づいて実施案提出者を指名することも考えられるが、この場合には、当該指名を受けた者は実施案の提出義務を負うのみであって、事業実施主体となる	送配電等業務指針第43条第2項の規定に基づき、本機関から実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならないとされています。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				義務を負わないと理解しているが、この理解で正しいか。	
56	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(2) 各対 策工事件名 の概要	【意見】 「供給信頼度向上受益」については、貴機関にて算出することとし、実施案の記載事項より削除すべき。 【理由】 「供給信頼度向上受益」はB/C評価において貴機関にて算定している認識であり、算定に必要な諸元についても貴機関にて保有している認識のため。	実施案を提出した有資格事業者が維持・運用する既設設備の設備更新、除却又は増強並びに設備の設置について、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（資源エネルギー庁）」に基づき、「設備更新による受益」、「設備のスリム化による受益」及び「供給信頼度向上受益」を算出して記載ください。 「供給信頼度向上受益」については、負荷遮断や電源遮断の緩和・解消量（kW）を算出してください。 詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
57	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(4) 経済 性	【意見】 「送電損失電力量・送電損失額」については、広域機関にて算出することとし、実施案の記載事項より削除すべき。 【理由】 「送電損失電力量・送電損失額」の評価は、当該系統整備は規模が大きく、その前後で潮流の様相が大きく変化することから、広域機関にて全国の広域連系系統を模擬したシミュレーションが必要であり、有資格事業者での実施は困難なため。	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
58	VIII. 実施案 及び事業実	2. 実施案及 び事業実施 主体の評価	(5) 事業 実現性	【意見】 「事業実現性」の評価事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られ	実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
	施主体の評価方法等	方法		ていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要なとなる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。 【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。	事業実現性とは、例えば、流通設備の建設（用地取得を含む。）に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等が想定されます。 上記以外で、実施案の評価に資する事項が想定される場合には、提出する実施案において、その他として「本機関による実施案の評価に資する事項」を記載し、それを証する書類を添付ください。 なお、広域系統整備計画の記載事項は法令で定められており、資金調達については記載事項に含まれておりません。
59	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(7) 事業実現性	【意見】 「事業実現性」の記載事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要なとなる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。 【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。	
60	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(7) 事業実現性	【修正意見】 (修正案) 実施案の事業実現性を評価するために、有資格事業者の広域連系系統（諸外国におけるこれに相当する設備を含む。以下同じ。）の建設（用地取得を含む。）の経験、用地取得に係る見通し（リスクとなる事項	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				及びその場合の影響を含む。)、工事の難易度等の事業実現性に関する事項を記載し、それを証する書類を添付すること。<u>また、初期投資費用の調達について、自己資本と借入金等の金額ならびにそのような調達方法とした根拠、特に、金融機関からの借入を計画している場合は、当該金融機関の融資確約書を融資の前提条件等も含めて添付・提出すること。</u> (理由) 広域系統整備計画の策定前に「事業実施主体になる意思確認」を求めるのであれば、ファイナンスの裏付けのある実施案が前提となるが、仮にそうでない場合、応募意思を表明する判断すら難しくなるおそれがある。このため、実施案にはファイナンスの裏付けが必要であることを明らかにしていただきたい。一例として、上記修正案のように、資金調達計画の提出を求めることが考えられるか。	
61	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2. 実施案及び事業実施主体の評価方法	(6) 事業継続性	【意見】 「事業継続性」の評価事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。 【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。	実施案及び事業実施主体については、業務規程第58条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。 事業継続性とは、例えば、財務的健全性、流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等が想定されます。 このうち、財務的健全性については、電気事業法での許可要件も踏まえた送電事業許可の取得状況を勘案して判断します。 上記以外で、実施案の評価に資する事項が想定される場合には、提出する実施案において、その他

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
62	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	【意見】 「事業継続性」の記載事項に、「ファイナンスや安定したキャッシュフローの見通しが得られていること、ならびに費用増嵩リスクに対する対策が図られていること」を明記してはどうか。 また、上記検討に必要となる公的支援や官民リスク分担について、今後の整理スケジュールを明記してはどうか。 【理由】 本件がプロファイを前提とした事業であることから、事業実現性や事業継続性を評価するためには、上記ファイナンスの見通し等が必要と考える。 また、上記ファイナンスの見通し等の検討には公的支援や官民リスク分担の整理が必要になると考えるため。	として「本機関による実施案の評価に資する事項」を記載し、それを証する書類を添付ください。 なお、広域系統整備計画の記載事項は法令で定められており、資金調達については記載事項に含まれておりません。
63	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	SPC を前提とした場合、流通設備の維持・運用経験などを持たず、十分な出資者および融資がついていないと財務健全性も無いと考えられるが、評価に与える影響について見解を頂きたい。	
64	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	SPC を組成し、プロジェクトファイナンスによる資金調達を想定している場合、「有資格者の財務的健全性」や「適切に事業を継続できること」を示すためには、少なくともプロジェクトファイナンスの組成の見通しが立っていることが必要と考えるが、その理解で良いか。	
65	VII. 実施案 の記載事項	2. 実施案の 記載事項	(8) 事業 継続性	【質問】 「事業実施主体として適切に事業を継続できることを示す事項を記載し、それを証する書類を添付すること。」とあるが、SPC を組成しプロジェクトファイナンスによる資金調達を前提とする場合、「それを証	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				する書類」とは、SPC の事業収支計画を説明する資料が必要と理解できるが相違ないか。	
66	VIII. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2. 実施案及び事業実施主体の評価方法	(6) 事業継続性	【要望】 プロジェクトファイナンスに関する評価基準を明確にしていきたい。 (理由) 公募の性質上、評価基準は明瞭である必要があるため。	
67	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	(12) その他実施案の評価に資する事項	【修正意見】 (修正案) その他本機関による 実施案の評価に資する事項(実施案の提出にあたり、事業実施に必要な条件を付与する場合を含む)を記載し、それを証する書類を添付すること。 (理由) プロジェクトファイナンスとなることも想定される本事業を実現するためには、実施案提出の時点では条件を付与することも考えられるため。	
68	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		5/29 大量導入小委資料 3 P. 24 にて「送電事業のライセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスにより資金調達することを軸に検討が行われている」と記載されている。 プロジェクトファイナンスとして成立されるためには、収入の予見性が必要であるため、事業実施主体の責とならない事由のコスト増に係る費用回収の扱いや、事業報酬率の幅や算定メカニズムなどを、予め委員会等で議論を尽くして関係者の合意を得られた方針を示すようご対応をお願いしたい。	本機関の貸付を含む資金調達に関する公的支援など、ファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識しております。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。 また、資源エネルギー庁では、託送料金制度を含むファイナンスに関して、新たな情報がある場合には、追加して提供を行う予定とされています。 託送料金制度等の費用負担の関係については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
69	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		本プロジェクトを成立させるため、GX 機構・広域機 関等の金融的政策支援の具体的内容（出資、債務保 証、貸付等の規模や諸条件および増額時の扱い等） について引き続き委員会などで議論いただき、実施 案の提出に向けて詳細が決定したものを公表してい ただきたい。	において判断されるものですので、本機関が公表 する公募要綱へ記載すべきものではないと考え ます。
70	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		【要望】 事業実施主体が建設期間中に工事費増嵩の可能性を 把握した場合に、どのような手続きにより託送料金 審査に至るのかを、一連の手続きに要する標準的な 期間と共に、公募要綱上に明記いただきたい。 （理由） ①別件で現在進行中の広域系統整備計画では、建設 期間中の工事費増嵩は「広域系統整備計画の変更に 該当しない」旨の運用がされている。②建設期間中、 どういった場合にコスト小委による検証を受けるの かルール化されておらず、広域機関事務局の運用に 任されている。③託送料金審査は一般送配電事業者 が申請するものであり、SPC が直接申請できない。 以上①～③により、SPC が建設期間中に工事費増嵩 の可能性を把握した際の具体的手続きや標準的な手 続き期間が不透明であり、応募意思を表明する際の 意思判断が困難となる要因になり得るため。	
71	XIII. 本公募 要綱に記載 の無い事項 について	—		5/29 大量導入小委資料 3 P.24 にて「送電事業のラ イセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、 プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクト ファイナンスにより資金調達することを軸に検討が 行われている」と記載されている。 本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケー ブルの敷設を含む大規模かつ巨額なプロジェクトで あることから、リスクについて洗い出しを行い、公 的機関と事業実施主体とのリスク分担について明確	プロジェクトファイナンスを前提とした事業リ スクなど、ファイナンスに関する検討は国で実施 されているものと認識しております。その検討状 況については、先行的な情報提供にて資源エネル ギー庁より提供されます。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				化を行ったうえで当該リスク分担について実施案の提出に向けて公表されないと、出資者はリスクをステークホルダーに説明できず、理解が得られないのではないか。	
72	XIV. その他	—		【要望】 官民のリスク分担や事業リターン設定の考え方等を、国が実施案提出期限に間に合うように整理する旨を、公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) 官民のリスク分担や事業リターン設定の考え方等は現時点において不透明であり、実施案提出するまでには整理されている必要があるため。	
73	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		本プロジェクトは非常に大規模なものであり、技術面・ファイナンス面ともに現時点では実現性が確認されたものではなく、今後の調査・検討次第ではプロジェクトを中止せざるを得ないこともあり得る。広域系統整備計画策定後にそのような事態になった場合、現行の業務規程では広域系統整備計画の中止や取り消しといった手続きは存在しないと認識しているが、どのような取扱いとなるのか教えていただきたい。また、その場合の手続きについて明確化していただきたい。	広域系統整備計画の策定後、実施段階において、当該広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由が発生した場合には、事業実施主体から本機関に申し出ていただくこととなります。 その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき、対応することとなります。その際、電気事業法に基づき、あらかじめ、経済産業大臣に届け出る等の手続きを行います。
74	XI. 広域系統整備計画の変更	—		【意見】 整備計画の変更に係る事業者からの申し出に対し、貴機関が整備計画を変更する場合の基準や判断のポイントを明確化すべき。 また、整備計画の変更に係る事業者の申し出に対して、貴機関との協議や広域系統整備員会での議論を踏まえて速やかに整備計画を変更できる仕組みとすべき。 【理由】	広域系統整備計画は電気事業法に基づく計画であるため、いただいたご意見については、国にもお伝えします。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				本件がプロファイを前提とした事業であり、整備計画策定後もファイナンスコミットまで、先行利用者等との各種協議により工事費・工期が変動する可能性が高く、計画の変更に対して速やかに最終投資決定できるようにする必要があると考える。	
75	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		【要望】 「広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由」を具体的に公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) 別件で現在進行中の広域系統整備計画では、建設期間中の工事費増嵩は「広域系統整備計画の変更該当しない」旨の運用がされているなど、「広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由」が不明確なため。	
76	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		【確認】 費用変動に伴い整備計画を変更する場合、都度、貴機関にて費用便益評価を踏まえ、事業継続の妥当性を確認するという認識で良いか。 【理由】 本件は前例のない巨額プロジェクトであり、整備計画策定後の費用変動が、費用便益評価および当該評価を踏まえた事業実施の判断に大きく影響する可能性があることから、整備計画変更の都度、事業継続の妥当性を確認する必要があると考える。	
77	XIV. その他	—		広域系統整備計画策定後に、計画遂行が困難となった場合は、広域系統整備計画が宙に浮くことになるが、その場合の扱いをどのように考えればよいか、公募要綱に記載いただくか、審議会等で公表していただきたい	

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				また、SPC を組成し実施案を提出したが、事業者として計画（プロジェクト）の継続が困難と判断した場合には、事業実施主体たる SPC を解散させることも想定される。この際は、事業実施主体が消滅することになるが、SPC 出資者は事業実施主体ではないので、何らの責を負わないという理解で良いか。	
78	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む大規模かつ未経験のプロジェクトであり、途中で事業遂行が困難になることも推定される。 その際、広域系統整備計画の中止や事業実施主体の撤退などを可能としていただきたい。	
79	XI. 広域系統 整備計画の 変更	—		【意見】 整備計画策定後もファイナンスコミットの直前（＝最終投資決定）まで辞退可能とすべき。 【理由】 整備計画策定後もファイナンスコミット直前まで費用変動や料金査定などが想定され、事業実現性や事業継続性の見通しが変わり得ることから、ファイナンスコミットの直前まで辞退できる仕組みが必要と考える。	
80	VI. 実施案の 提出	4. 実施案の 提出を辞退 する場合の 取扱い		【意見】 実施案提出前に実施する調査工事等の費用については、辞退した場合の取扱い含めて費用回収の在り方について明記すべき。 【理由】 9/10 広域系統整備委員会において、広域機関より「実施案提出前に実施した調査工事等に係る費用は最終的に整備計画に反映して原価に反映される」旨の発言がなされたことから、辞退した場合の取扱い含めて費用回収の在り方を明記すべきと考える。	一般的に、事業者による調査費用は、設備の竣工時に、簿価へ計上されるものと認識しております。 託送料金制度等の費用負担の関係については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において判断されるものですので、本機関が公表する公募要綱へ記載すべきものではないと考えます。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
					なお、調査工事等の費用（実施案の提出を辞退した場合を含む。）の扱いについては、国と協議ください。
81	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		本プロジェクトは約 800km の海底ケーブル区間を含む大規模なものであるため、実施案作成のために実現性を確認する過程で追加調査や外部専門家への委託検討等が必要となることもあり得る。追加調査等を実施して検討を進めた結果、技術面あるいはファイナンス面の課題が解決できず、実施案の提出を辞退したり事業実施主体になることを断念せざるを得ないこともあり得る。その場合の調査等費用については事業者が回収できる仕組みが必要と考えるが、この取扱いについて教えていただきたい。	
82	XI. 広域系統整備計画の変更	—		【追記意見】 （追記案） <u>広域系統整備計画策定以降、実施案提出時の前提条件が変化したことにより事業実現性が低下した場合や、社会情勢等により事業の継続性が悪化した場合には、事業実施主体となった有資格事業者は本事業から撤退できる。なお、この場合、有資格事業者が撤退までに要した一切の費用は国により補償されるものとする。</u> （理由） 実施案の提出に際しては、事業の実現性および継続性が前提条件となることから、事業の実現性が低下または継続性が悪化した場合には辞退せざるを得ないと考えられるため。	
83	VII. 実施案の記載事項	2. 実施案の記載事項	（7） 事業実現性	本プロジェクトは約 800km の海底ケーブル区間を含む非常に大規模なものであるため、行政や土地・海域の先行利用者など、関係者との協議が膨大であり、その見通しが事業実現性にも大きく影響するものと想定される。 これらの協議にあたっては、円滑な当該業務遂行に	北海道本州間連系設備（日本海ルート）の実現に向けて、本機関及び国が連携して必要な検討・支援等を行ってまいります。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				係る仕組みの構築を含めて国の最大限の関与をお願いしたい。	
84	XIV. その他	—		【要望】 必要となる制度設計や関係者との調整について、国や広域機関が鋭意取り組む旨を、公募要綱上に明記いただきたい。 (理由) 本事業は大規模かつ巨額なプロジェクトであるが故に、民間の事業実施主体の努力だけでは成立させることは困難であるため。	
85	IV. 応募意思の確認	1. 応募資格者		一般送配電事業者、送電事業者以外が応募意思表明をする場合の扱いについて確認させてほしい。実施案に向けた検討では、一般送配電事業者の非公開情報を扱うことも想定されるが、非公開情報を厳正・適格に扱う必要があり、「適正な電力取引についての指針（適取 GL）」にある公平な取扱いの観点や、行為規制の観点で問題とならないか見解をお願いしたい。	電気事業法における送電事業及び発電事業に関する制度も踏まえた対応・審査を行います。
86	VI. 実施案の提出	1. 実施案の検討に係る体制の構築		有資格事業者以外の事業者が検討体に参画する場合の扱いについて確認させてほしい。実施案に向けてた検討では、一般送配電事業者の非公開情報を扱うことも想定されるが、非公開情報を厳正・適格に扱う必要があり、「適正な電力取引についての指針（適取 GL）」にある公平な取扱いの観点や、行為規制の観点で問題とならないか見解をお願いしたい。	
87	X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用	—		【修正意見】 (修正案) X. 他社設備の工事の実施及び維持・運用 (理由)	修正します。

通し 番号	章	節	項	意見・質問等※	回答
				他表現との整合性を踏まえ、「他社」ではなく「他者」と考えられるため。	
88	XIII. 本公募要綱に記載の無い事項について	—		本要綱に定めのが無く、業務規程等にも定めがない事項については事業者側の考える設定となるか。 (プロジェクトファイナンスで必須となるキャッシュフローモデルを作成するための事業期間、償却期間、撤去後の扱い、予備費の計上 等)	有資格事業者が実施案を作成するに当たり、本公募要綱に特段の定めがない事項は、事業者にて検討の上、実施案を作成・提出ください。 本機関では、提出された実施案について、業務規程第 58 条の規定に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて、実施案及び事業実施主体を決定することとなります。その際、必要に応じて、事業実施主体に内容を確認する場合があります。
89	XIV. その他	—		本プロジェクトはプロジェクトファイナンスによる資金調達が想定されるという点でこれまでの広域系統整備計画とは大きく違うため、骨子案と同様に、レンダーやスポンサーになることを検討している広域機関会員以外の関係者から意見を聞く機会も設けた方が良いのではないか。	本意見募集は業務規程に基づき対応しております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
90	XIV. その他	—		【要望】 骨子案と同様に、広域機関会員以外の本事業の関係者から意見を募集する機会を設けた方が良いのではないか。 (理由) SPC を組成しプロジェクトファイナンスによる資金調達を成立させるためには、金融機関をはじめとする本事業の関係者からの意見も公募要綱に反映する必要があると考えるため。	